

# 地デジの準備は お済みですか？



## 地上アナログテレビ放送は 3年後の7月に終了します

### 地上デジタル放送とは

現在、国内で広く視聴されている地上アナログテレビ放送は、昭和28年に開始された古い方式を採用しています。このため、電波の状態が良くない地域では画面のちらつきや雑音などが起きやすいことに加えて、放送を行うために多くの電波を必要とするという特徴があります。

これに対して、地上デジタル放送はデジタル信号方式で高画質・高音質の番組を視聴することができ、少ない電波で放送することができ、そのため、限りある電波を有効に活用することができます。

国は、平成13年に電波法を改正し、アナログ放送の電波

使用期限を23年7月24日までと定め、地上デジタル放送を推進しています。県内でも順次中継局が整備され、放送エリアが拡大しています。

### 市内中継局の開局予定

市内では、盛岡親局と二戸中継局の電波を受信可能な地域で、地上デジタル放送を視聴することができます。

また、西根・松尾地区の多くの地域に向けて、地上デジタル放送の電波を発射する西根松尾デジタルテレビ中継局は、11月の開局を目指して放送事業者が整備を進めています。この中継局が開局することで、市内のほぼ全域で地上デジタル放送の受信環境が整う見通しです。

### 近隣のテレビ中継局の状況



地デジを見るためには

地上デジタル放送は、これまでのアナログテレビでは見ることができません。デジタルテレビやデジタルチューナー、デジタル録画機（レコーダー）などの対応機器が必要です。

地上デジタル放送対応テレビを購入すれば、高画質・高音質で魅力あふれる地上デジタル放送を楽しむことができます。今までのアナログテレビ

タイプA 地デジ対応テレビや録画機を持っている  
そろそろテレビの買い替えを考えている

## 地デジの魅力をお楽しみください

市内でも、すでに地域によっては地上デジタル放送を受信可能です。西根松尾デジタルテレビ中継局も11月に開局する予定です。受信方法などは、お近くの電気店や工事店にご相談ください。

タイプB 今くらいの画質で映れば、それでいい  
テレビがたくさんあり、お金がかかる

## 今のテレビは、あと3年使えます

地上デジタル放送が始まって、平行してアナログ放送は続けられますので、23年7月24日までは現在のテレビのままだでもアナログ放送を視聴することができます。

複数台のアナログテレビがある場合には、それぞれ買い替えやデジタルチューナーが必要になります。現在市販されているチューナーは、数万円程度の価格のものが一般的なので、相応の出費が必要になります。国がメーカーに対して簡易で価格の安い製品を提供するよう要望していますので、アナログ放送終了までにチューナーの価格が下がることも予想されます。

をそのまま使う場合には、デジタルチューナーまたはチューナー内蔵の録画機を接続しなければなりません。この場合には、画質・音質はアナログテレビと変わりませんが、地上デジタル放送の魅力が制限されてしまいますが、手軽で安価に視聴することができます。

またアンテナは、UHFアンテナであることが必要です。アナログ放送でお使いのUHFアンテナでも通常はそのま

ま受信できますが、アンテナの向きや高さなどの調整や交換が必要な場合もあります。地上デジタル放送が始まって23年7月までは、アナログ放送が継続されますが、3年後には現在のアナログ機器のままでは、テレビを視聴することができなくなります。ある日突然、「テレビが映らない」ということにならないよう、今から3年の間にテレビの買い替えやチューナーの準備を始めましょう。

地デジ電波状況を調査

地上デジタル放送で使用する電波は、アナログ放送の電波より、電波障害が少なくなると言われています。ただし、一定以上の強さの電波を受信できなければ、テレビを視聴できなくなることもあります。

そこで市は、西根松尾デジタルテレビ中継局の開局後に、市内の約120カ所ですぐ地上デジタル放送の電波受信状況を調査します。これにより、テレビ視聴が困難になる地域がなければ、今後の難視聴解消策を検討します。



市内で地デジ電波の調査を行います

地デジ悪質商法に注意

地上デジタル放送に関連した悪質商法の被害が、全国で多発しています。特に高齢者が被害にあう傾向にありますので、注意してください。例として、次のような事例が発生しています。

【事例1】

◆テレビ局の職員などを名乗り、「宅内の受信設備をデジタル対応に交換する」といつて法外な工事代金を請求する。▽テレビ局などが、各家庭に工事代金を請求することはありません。

【事例2】

◆総務省やテレビ局の名前で「国の補助事業の負担金を事前に徴収する」という手紙が送付され、特定の口座に振り込みを求めらる。

▽このような補助事業は存在せず、国が手数料を個人に求めることはありません。

【事例3】

◆NHKを装って、「デジタル放送が始まったので受信料が値上げされた」と電話し、差額の受信料振り込みを求めらる。

▽地上デジタル放送に切り替えても、NHKの受信料は変わりありません。

デジタル放送について、理由の分からないお金の請求を受けたときは、すぐに支払わず、東北総合通信局（☎022-2111-0700）、県民生活センター（☎019-624-2209）、またはお近くの警察署へご相談ください。



# 地デジの受信 確認ポイント

市内でも盛岡親局や二戸中継局の電波を受信可能な地域では、すでに地上デジタル放送を視聴することができますが、次の点について確認・調整を行わないとデジタル放送対応機器を購入しただけでは視聴できない場合があります。視聴可能なエリア内で「デジタルテレビを買ったけれど、地デジを見られない」という場合には、次の6つのポイントについて確認してください。詳しくは、お近くの電気店や工事店などにご相談ください。



地上デジタル放送について詳しくは、総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター(☎0570-07-0101)、市企画総務部総務課広報統計係(☎76-2111、内線1217)まで。

## 1

### テレビとアンテナの接続は正しいですか？

デジタルテレビには、地上放送のアンテナ接続端子が、デジタルとアナログに分かれている機種があります。どちらも同じ形状ですが、アナログ入力端子では地上デジタル放送は視聴できません。分配器で分割するか、デジタル放送のみを視聴する場合は、デジタル入力端子へ接続を変えましょう。



デジタル専用端子がある機種の例

## チャンネルスキャンをしましたか？



チャンネルスキャンを行いましょう

デジタルテレビは、設置された場所で受信可能な電波を探して、自動的にチャンネルを合わせる「スキャン」という操作が必要です。アンテナ線を接続するだけではテレビを視聴できませんので、取り扱い説明書の記載に従って、チャンネルスキャン操作をしてください。

## 2

## 3

### 機器にB-CASカードが入っていますか？

デジタル放送の視聴や録画には、B-CAS(ビーキャス)カードが機器に正しく差し込まれていることが必要です。このカードは、著作権保護のために設けられている仕組みを有効にするためのものです。また、機器に付属しているはがきや電話などで利用者登録をすることも重要です。



B-CASカードを確認ください



# 4

## 宅内の配線設備などが古くありませんか？

地上デジタル放送の電波は、周波数の高いUHF波を使用しています。このため、古くなった細いケーブル(フィーダー線や同軸ケーブル)を使用していると、電波をアンテナで受信できても、テレビまで届かない場合があります。

また、宅内で使用している分配器などがさびていたり、古い場合にも電波がテレビまで届かないことがありますので、注意が必要です。この機会に、宅内の配線全体を再確認してみることをお勧めします。



古いフィーダー線などでは、地デジを受信できない場合があります

## ブースターの強さを上げすぎていませんか？



一般的な家庭用ブースター

アンテナで受信した電波を強くするために「ブースター」という機器を設置している場合、地上デジタル放送の開始後に、アナログ放送の画面にちらつきなどの障害が発生することがあります。

これは、アナログ放送に加えて地上デジタル放送が開始されることで電波がこれまでの倍になり、ブースターで受信する電波が多くなりすぎることが原因です。ブースターの強さを下げることで現象が改善されますが、下げすぎると画面が乱れますので、注意して調整してください。

# 5

## 6 UHFアンテナが正しく設置されていますか？

地上デジタル放送を視聴するには、「UHFアンテナ」が必要です。VHFアンテナでは、電波を受信することができません。ご家庭のアンテナがこのアンテナかどうか、確認してください。

また、UHFアンテナは受信できる電波の強さがアンテナを設置する場所の高さによって変化する特徴があります。アナログ放送は視聴できるが、地上デジタル放送では一部のチャンネルが視聴できないといった場合には、アンテナの高さ調整が必要な可能性があります。



UHFとVHFの混合型アンテナ(上がUHF、下がVHF)

### 地上デジタル放送についての各種相談・情報窓口はこちら

■デジタル放送全般の相談受け付け(悪質商法など含む) 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター(☎0570-07-0101)

■視聴可能エリアなど情報(ホームページ) ①「地上デジタルテレビ放送の視聴可能エリアのめやす(社団法人デジタル放送推進協会)」(<http://vip.mapion.co.jp/custom/D-PA/>)

②「地上デジタルテレビ放送中継局ロードマップ(総務省)」([http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/dtv/zenkoku/roadmap1.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/dtv/zenkoku/roadmap1.html))